健康保険被扶養者（異動）届

【手続概要】

この届出は、新たに全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加、削除、氏名変更等があった場合、事実発生から５日以内に被保険者が事業主を経由して行うものです。

【被扶養者の範囲】

１．被保険者と同居している必要がない者

・配偶者
・子、孫および兄弟姉妹※
・父母、祖父母等の直系尊属

※平成２８年１０月１日より兄姉の同居要件が廃止になりました。

２．被保険者と同居していることが必要な者

・上記１．以外の三親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者等）
・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

３．１．または２．の要件を満たす者で、日本国内に住所を有している者（※１，２，３）

※１ 令和２年４月１日より被扶養者の認定基準に「国内に居住していること」が新たに追加されました。

※２ ※１に該当する者のうち、日本国籍を有しておらず「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方については被扶養者の対象とはなりません。

※３ 日本国内に住所を有していない方でも特例的に被扶養者に認定される場合があります。（「外国において留学をする学生」や「外国に赴任する被保険者に同行する者」等）

【扶養認定に必要な添付書類】

１．と２．は全員、添付が必要です。
３．と４．は該当する場合のみ、添付が必要です。

１．続柄確認のための書類

○ 次のいずれかを添付してください。
・被扶養者の戸籍謄本または戸籍抄本（被保険者との続柄がわかるもの）
・住民票の写し（コピー不可・個人番号の記載のないもの）※

※被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

ただし、次のいずれにも該当するときは、上記の添付書類は不要です。
・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること。
・上記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること。

２．収入要件確認のための書類

○ 収入要件は、原則、※年間収入が１３０万円未満（６０歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は、年間収入が１８０万円未満）かつ

・同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（*）
・別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

（*）収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

○ また、被扶養者の年間収入が増えて、収入要件を満たさなくなった場合には、被扶養者から外れることになります。その際には、「被扶養者（異動）届（削除）」の手続きが必要となります。

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および、認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

（給与所得等の収入がある場合、月額 108,333 円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額 3,611 円以下であること。）また、被扶養者の年間収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

雇用保険の待機期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者とし認定することが可能です。ただし、基本手当（3,612 円以上）の支給が始まった場合は、扶養削除の届出が必要となります。

① 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者は、事業主の証明があれば添付書類は不要です。

（注）配偶者に関して、被保険者の税法上の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、所得税法の規定による控除対象配偶者とはならないので、収入確認の証明書類が必要となります。

② ①以外の者

ア　退職したことにより収入要件を満たす場合
「退職証明書」または「雇用保険被保険者離職票のコピー」

イ 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合
「雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知のコピー」

ウ 年金受給中の場合
現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書等のコピー」

エ　自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある場合
「直近の確定申告書のコピー」

オ　上記イ～エ以外に収入がある場合
上記「イ～エに応じた書類」および「課税（非課税）証明書」

カ 上記ア～オ以外
「課税（非課税）証明書」

③ ①および②の方に共通する事項

障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途、「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。

※１６歳未満は、上記の添付書類は不要です。

３．仕送りの事実と仕送り額の確認のための書類

○ 被保険者と別居している被扶養者が対象となります。

送金者名、受取人名およびその金額が確認できる書類の添付が必要です。

・振込の場合「預金通帳等の写し（通帳の名義および振込日と金額の頁）」
「振込明細書」等
・送金の場合「現金書留の控え（写し）」

○ １６歳未満または１６歳以上の学生は、上記の添付書類は不要です。

４．内縁関係の確認のための書類

「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」
「被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可・個人番号の記載がないもの）」
等

【留意事項】

１．住民票や戸籍謄（抄）本は、提出日から９０日以内のものを提出してください。
届書等に添付する住民票（記載事項証明書を含む）については、原則、個人番号の記載のないものの提出をお願いします。

２．被扶養者になった日が事務センター（年金事務所）の受付日より６０日以上遡及する場合は、事実を確認できる書類を添付してください。

３．被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

４．被保険者と扶養認定を受ける方が別居で、仕送り額が一定の場合は、備考欄に被保険者からの１回あたりの仕送り額を記入していただいたうえで、「扶養に関する申立書」欄に１年間の仕送り回数を記入してください。また、仕送り額が一定でない場合は、「扶養に関する申立書」欄に仕送り回数、各回の仕送り予定額および１年間の仕送り予定額を記入してください。

５．外国人の配偶者を被扶養者（国民年金第３号被保険者）とする場合や外国人の被扶養配偶者（国民年金第３号被保険者）の氏名が変更となった際、当該被扶養配偶者の個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方の場合は、この届書と一緒に「国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届」をご提出ください。なお、「国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届」は、国民年金第３号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を電子申請により手続きされる場合に限り、国民年金第３号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）の電子添付書類として画像ファイル（ＰＤＦ形式、ＪＰＥＧ形式）による提出ができます。

６．日本国内に住所を有しない被扶養者を認定する場合、被扶養者（異動）届に以下の書類の添付が必要です。

（１）　被扶養者現況申立書

被扶養者となる者の現況について、記載いただくための申立書です。

（２）　身分関係、生計維持関係等の確認書類

① 身分関係の確認

・被扶養者が在住する国の公的機関が発行する続柄確認できる公的な証明書

・被扶養者が直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、被扶養者が在住する国の公的機関が発行する被保険者と同居していることが確認できる公的な証明書

② 被扶養者の収入の確認

・被扶養者に収入がある場合、被扶養者が在住する国の公的機関または勤務先から発行された収入証明

③ 被保険者の仕送り額等の確認

・金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し

（３）　海外特例要件に該当している事実が確認できる書類

① 外国において留学をする学生

⇒ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し

② 外国に赴任する第２号被保険者に同行する者

⇒ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し

③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

⇒ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

④ 第２号被保険者が外国に赴任している間に当該第２号被保険者との身分関係が生じた者であって、（２）に掲げる者と同等と認められるもの

⇒出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤ （１）から（４）までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※上記の書類が外国語で記載されているときは、日本語の翻訳文を添付してください。

７．平成２５年６月に第３号被保険者の記録不整合問題※に対応するため平成２５年６月に第３の法律が公布されました。この法律に基づき、平成２６年１２月から第３号被保険者が以下の（１）または（２）に該当した場合、被扶養配偶者でなくなったことを事業主等を経由して届け出ていただくことになりました。

（１） 第３号被保険者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合
（２） 離婚した場合

※ ただし、全国健康保険協会管掌の健康保険の適用事業所に使用される第２号被保険者の被扶養者であった方についての届出は不要です。
また、配偶者である第２号被保険者が退職等により第２号被保険者でなくなった場合および第３号被保険者が被用者年金制度に加入したことにより第３号被保険者でなくなった場合も届出は不要です。なお、死亡の場合、届出は別途必要です。

８．協会けんぽの被保険者の被扶養配偶者が、国民年金第３号被保険者に該当しない場合は、健康保険被扶養者（異動）届の備考欄に「扶養届のみ」や「３号届なし」など、国民年金第３号被保険者関係届が不要である旨を記載することで、健康保険被扶養者（異動）届のみの提出が可能となります。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参